

事業者向け

民間義務化のいま、改めて問われる公的責任

官公庁・自治体サイト運用に携わる 事業者にとって避けては通れない Webアクセシビリティ

2024年4月に法改正され、新規格改正を前にして官公庁・自治体が
取り組むべきこととは



SPIRAL AIGIS

スパイラル アイギス株式会社

本資料の構成

- 01 Webアクセシビリティとは
- 02 目指すべきゴール
- 03 AA準拠するためのステップ
- 04 アクセシビリティ対応のためにまずやるべきこと
- 05 継続したアクセシビリティ対応を実現するには

準拠基準：JIS X 8341-3:2016 レベルAA

参照：総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」

ウェブサイトの制作・運用管理で、 アクセシビリティに関する記載を 見たことはありませんか？

よく目にする表現

「誰もが使いやすいサイトを目指す」
「ウェブアクセシビリティに配慮したサイト構築」

— 官公庁・自治体のサイトを運用する際には必ずウェブアクセシビリティへの対応が必要です

ウェブアクセシビリティは誰もがウェブサイトやオンラインサービスを利用できる状態を指しますが
どのような対応が必要かご存知ですか？

法的根拠

ウェブアクセシビリティ対応は努力目標ではなく 2つの公式根拠に基づく「**必須要件**」です

1 障害者差別解消法

法律から求められていること（環境の整備）

すべての住民が、障がいの有無にかかわらず
行政情報にアクセスできる環境を整備すること

2016年～

公的機関は当初から義務

- ・ 中央省庁
 - ・ 地方公共団体
 - ・ 独立行政法人等関連団体
- が対象

2 みんなの公共サイト運用ガイドライン

どんなガイドラインか？

総務省が作成したウェブアクセシビリティの確保・維持・向上支援のためのガイドライン

2024年版

最新改訂版が公開済

- ・ JIS規格への適合を要求
- ・ 取組状況の公表を強く推奨

出典：内閣府「障害者差別解消法」（法律第65号）／総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」

ウェブアクセシビリティ対応におけるメリットと動向

社会的・法的リスク

2024 令和6年4月1日 **改正法施行・民間も義務化**

障害者差別解消法が改正 民間事業者も
「合理的配慮の提供」が義務化

国際的なアクセシビリティの推進

2025 WCAG2.1・WCAG2.2

国際ガイドラインの更新（スマートフォンやタブレット、
その他新技术を意識した改訂）

アクセシビリティ対応のメリット

シチュエーションにおける機会損失の防止

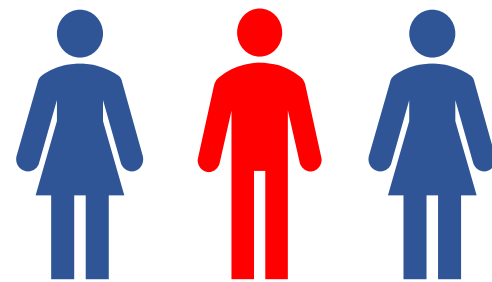
片手しか使えない状態で操作(怪我、片手に荷物など)
日差しの強い屋外で見づらい画面(コントラスト)

SEOやAIOの指標の向上

正確なHTML構造(代替テキストや見出し)は検索エン
ジンやサイトの信用が向上

アクセシビリティ対応は法・社会的リスク対応及びすべてのユーザーに対してメリットがあります

日本においても「**2～3人に1人**」
がアクセシビリティを必要としている



WHOなどの国際機関の推計によると、世界人口の**約15%**が何らかの障害や機能上の困難を抱えている

さらに「一時的な障がい」や「状況的な制約」
(例：怪我・高齢・視認性や操作環境の制約など)を含めると、

全人口の約20% (=5人に1人) がアクセシビリティを必要としている

→日本でも**約5,000万人 (約40%)** が何らかの困難を抱えており、その割合は国際的な水準より高くなっている。

障がい者数
約1,153万人
(人口の**約9.3%**)

高齢者数
約3,624万人/1億2,380万人
(65歳以上 人口の**約29.3%**)

日本にいる**外国人**数
約377万人 (人口の**約2.9%**)

出典：WHO "World report on disability"
<https://www.who.int/publications/i/item/WHO-NMH-VIP-11.01>
MDRS "CDC: 1 in 5 American Adults Live With a Disability"
<https://www.mdrs.ms.gov/public-information/news/cdc-1-in-5-american-adults-live-with-a-disability>

出典：令和7年版障がい者白書 参考資料 (内閣府)
<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r07hakusho/zenbun/pdf/ref.pdf>
出典：令和7年版高齢者白書 (内閣府)
<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/gaiyou/pdf/1s1s2s.pdf>
出典：令和6年末現在における在留外国人数について (出入国在留管理庁)
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00052.html

公的機関から求められる絶対基準

官公庁・自治体では「JIS X 8341-3:2016 レベルAA」準拠はマスト さらに上のレベルをも目指している

3つの適合レベル

AAA

最高レベル

官公庁ではAAAの一部準拠を目指している

★ 公的機関の目標

AA

公的機関に求められる準拠レベル

総務省ガイドラインが明示する到達目標

A

最低限のレベル

これだけでは公的機関の責務として不十分

AA準拠対応に必要な基準

行政サービスを「全員に届ける」ために必要な品質基準の例

① 音声ブラウザでの
読み上げ

② キーボードだけで
操作できる

③ 色のコントラスト

④ 画像・図表の
代替テキスト

出典：JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」／WAIC「JIS X 8341-3:2016 達成基準早見表」

適合レベル：ウェブサイトが満たすべき品質の基準の段階

レベルA	レベルAA	レベルAAA
未達成の場合、ホームページを閲覧できない人が存在してしまう	標準的な基準 官公庁・自治体の標準的な目標	発展的な基準 一部の基準を準拠することを目指す 官公庁や自治体も

対応度：ウェブサイトがどの程度基準を達成できているかを示すもの

配慮	一部準拠	準拠
試験の実施の有無、結果は問わない アクセシビリティに気を付けている状態	試験を実施し、達成基準の一部を満たしていることを確認する。試験結果の公開は任意 ※エラーはあるが特定の基準をクリア済	試験を実施し、達成基準を全て満たした上で、 試験結果を公開が必要 ※試験した全ページでエラーがない状態

AA準拠するには**方針ページの設置と試験結果の公開が必須です**

参考：ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン (<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/>)

03 AA準拠するための4つのステップ



制作したウェブページに対して準拠しているか全部チェックするのは困難
検査会社の詳しい報告書やコンサルを使って準拠しましょう！

官公庁や自治体のウェブサイトで新規ページを制作するとき、更新する際にはアクセシビリティ対応が必須です
品質を保つためにはアクセシビリティ対応を意識したガイドラインの制定や
自動検証ツールによる定期的なチェック行うことが重要です

— まず取り組むべきこと

「方針の公開」と「現状把握」からはじめましょう

目標、いつ達成するか
対象範囲などを明記！

①Webアクセシビリティ方針の公開

“サイトポリシー”のようにまずアクセシビリティ対応方針をサイト上に公表することが義務付けられています

方針に明記すべき項目

対象範囲

目標適合レベル（AA）

達成期限

例外事項

問い合わせ窓口

HOME > アクセシビリティの取り組みについて

アクセシビリティの取り組みについて

独立行政法人製品評価技術基盤機構ウェブアクセシビリティ方針（今後の目標）

製品評価技術基盤機構ホームページは、2016年3月22日に改正された日本工業規格JIS X 8341-3：2016「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」に基づいて、高齢者や障害者を含めた誰もが利用しやすい情報の提供を目指しています。これは「確かな技術と信頼できる情報をもとに暮らしの安全と未来への挑戦を支え続ける」というNITE(ナイト)の理念に通じるものです。

（１）対象範囲

<https://www.nite.go.jp/> 配下のうちCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）で作成し管理するもの。

（２）目標達成に向けたこれまでの取り組みと今後の予定

- ・ 2017年7月：ウェブアクセシビリティ方針の更新・ウェブアクセシビリティ検査結果の公開
 - ・ 2018年3月：適合レベルAA一部準拠
 - ・ 2019年3月：適合レベルAA準拠の達成
- 2019年度からはアクセシビリティの維持向上につとめ、定期的な評価および検査結果の公開を続けてまいります。

（３）目標とする等級

適合レベルAA

参考：NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)
<https://www.nite.go.jp/accessibility/policy.html>

04 アクセシビリティ対応のためにまずやるべきこと

解決策 — まず取り組むべきこと

「方針の公開」と「現状把握」からはじめましょう

検査した証明書
準拠した証明書
継続と公表が重要！

②現状把握によるAA準拠対応実施 (Webアクセシビリティ検査)

機械検証ツールと目視の診断を実施することで
現状把握とアクセシビリティ対応進めていることを
証明書によって示すことが重要です

活用できるツールと診断手順

主要ページの抽出

機械検証

人による検証



参考：NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

<https://a11y.spiral-aigis.co.jp/SPAG2603A0037/certificate.pdf>

**総務省**
Ministry of Internal Affairs and Communications

公的機関のホームページに関わる全ての皆様へ

ウェブアクセシビリティ対応は公的機関の責務です

ウェブアクセシビリティとは？

- **全ての人が必要な情報を得られるようにする、世界共通の取組です**
 - 目が見えない
 - 耳が聞こえない
 - 手の動作が不自由
 - 高齢者
- **法律等に基づく責務です**
 - 障害者権利条約
 - 障害者基本法
 - 障害者差別解消法
 - JIS X 8341-3 (ISO/IEC 40500)

国及び地方公共団体は、(中略) 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。〔障害者基本法 第二十二条 第2項〕
- **読みやすさ、使いやすさ確保の基本要件です**
 - スマートフォン対応
 - 検索のしやすさ
 - 自動翻訳
 - ユーザビリティ

参考：総務省(国立国会図書館インターネット資料収集保存事業より)
https://warp.ndl.go.jp/web/20260405110844/https://www.soumu.go.jp/main_content/000910640.pdf

**ウェブアクセシビリティ対応は公的機関の責務であるとか
公式ホームページについて最優先と示されています**

みんなの公共サイト運用ガイドラインとは

9

公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的として作成された**手順書**

- 運用ガイドラインの対象となる団体
国及び地方公共団体等の公的機関※
※議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関等、学校、病院、独立行政法人、公的なサービスを提供している企業も含む。
ただし、これらの団体のホームページについては、各団体の事情を踏まえ、地方公共団体又は国の機関としての取組対象とするか、別組織と位置付けて取組を促すか判断してください。
- 運用ガイドラインにおいて対応が求められる対象
ウェブアクセシビリティへの対応が求められている対象は、全てのウェブコンテンツ。
 - 公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）
 - 関連サイト（公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ（例：観光用サイト、イベント用サイトなど）。指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているものを含む。）
 - ウェブアプリケーション、ウェブシステム（例：電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など）
 - スマートフォン向けサイト、携帯電話向けサイト
 - KIOSK端末等で提供されるウェブコンテンツ（例：公共施設等に置かれたタッチパネル式の電子申請、施設予約など）
 - CD等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ（例：マニュアルなど）
 - 団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ
 - 業務アプリケーション（例：文書管理、財務会計、住民情報管理など）のうち、ウェブ技術で作成され、ウェブ上で利用されるもの**公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）について最優先で対応することとし、その他についても優先順位を検討し、対応を行ってください。**

参考：総務省 公的機関に求められるホームページ等のアクセシビリティ対応
https://www.soumu.go.jp/main_content/000543284.pdf

05 継続したアクセシビリティ対応を実現するには

常にアクセシビリティなサイトを実現するために必要なこと

- ・アクセシビリティに意識した運用ガイドラインの作成
- ・ツールや専門家の定期的な検査の導入・実施

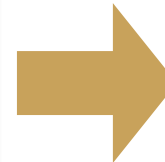
STEP 01



アクセシビリティに意識した 運用ガイドラインを作成

ねらい

制作・修正・更新において、担当者や事業者が
代わっても誰もが同じ品質で更新できます



STEP 02



ツールおよび診断員による 年1回の定期検査の実施

ねらい

簡易的なところはツールでチェックし、
検査機関による定期的な検査を受けることで
サイトの対応状況や最新の知見を確認できます

ウェブアクセシビリティを継続できるような体制構築が特に重要です